

出生届を出された皆様へ



ご出産おめでとうございます。
区役所での手続きのご案内です。
詳しい手続きの内容につきましては、各担当の窓口でお聞きください。

出生に伴う手続	お持ちいただくもの	担当 窓口番号
お子様の住民票の写しが必要な方(お子様の個人番号を知りたい場合)	お届けが開庁日の場合、同じ世帯の方(父母等)が個人番号カードをお持ちであれば翌日以降にコンビニでお子様の個人番号の記載のある住民票の写しが取得できます(区役所窓口よりも100円お得に取得できます)	窓口サービス課 (住民情報) 1階 13番 電話 6930-9963
個人番号カードの交付申請をされる場合	【通常申請】 届出から約1か月後、個人番号通知書が転送不要の簡易書留により郵送されますので、受け取り後、交付申請を行ってください。 【特急発行】 お子様のマイナンバーカードが申請から1週間程度でご自宅へ送付されます。 ※出生届と同時の申請以外は、お子様ご本人の来庁が必要となります。また、申請時に照会回答書をお持ちでないかたはマイナンバーカードが区役所でのお受け取りとなるため、事前に区役所へお問い合わせください。	
在留資格取得の手続	お子様が外国籍である場合、在留資格の取得が必要となります。 ・特別永住者の方は誕生日から60日以内に居住地の区役所で手続申請には出生届記載事項証明書又は出生届受理証明書、住民票の写し(世帯全員)が必要です。 ・中長期在留者の方は誕生日から30日以内に地方出入国在留管理局で手続 申請に必要な書類は地方出入国在留管理局にお問合せください。 大阪出入国在留管理局：電話番号 06-4703-2100	
お子様が国民健康保険に加入される時の手続	・世帯主の本人確認書類(写真付きは1点、写真無しは2点必要) ・母子手帳 ・お子様の個人番号が確認できるもの	窓口サービス課 (保険年金：保険) 1階 15番 電話 6930-9956
国民健康保険に加入されている方が出産された時の手続	出産一時金の申請 ・世帯主の本人確認書類(写真付きは1点、写真無しは2点必要) ・母子手帳 ・世帯主名義の通帳・出産費用の領収明細書 ・直接支払制度の合意文書	

手続
こと
も
医
療
助
成
に
関
する
手
続
に
関
する
事
項

お子様が国民健康保険に加入される場合

1階15番で手続を済ませてから 3階34番へお越しください。

上記以外の方

直接3階34番へお越しください。

裏面もご覧ください

こども医療助成の申請	- 健康保険資格が確認できるもの（対象のお子様のもの） - 申請者および配偶者の個人番号が確認できるもの	
児童手当の申請	- 健康保険資格が確認できるもの（請求者分…父母のうち、所得が多い方） - 請求者名義の預金通帳（振込先が分かるもの） - 請求者および配偶者の個人番号が確認できるもの - 子どもと別居しており子どもが提出先市区町村以外に居住している場合は、子どもの個人番号が確認できるもの 児童手当は、原則申請した月の翌月分から支給されます。ただし、誕生日が月末に近い場合、申請が翌月になっても、誕生日の翌日から15日以内の申請であれば申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。	保健福祉課 (子育て教育) 3階 34番 電話 6930-9065
新生児出生連絡票の提出	母子手帳の中にある「はがき（新生児出生連絡票）」を保健福祉課（保健）に必ず郵送いただくか、区役所2階22番窓口へご持参ください。 ※助産師が自宅訪問します。	保健福祉課(保健) 2階 電話 6930-9882

城東区に関する情報は、城東区役所ホームページをご覧ください
([http:// www.city.osaka.lg.jp/joto/](http://www.city.osaka.lg.jp/joto/))

扶養申請など、勤務先でのお手続きもお忘れなく

☆本人通知制度のご案内 ～第三者への交付をお知らせします～

詳細はホームページをご覧ください

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000289733.html>